

高松市人権教育・啓発に関する基本指針 (案)

高 松 市

はじめに

21世紀は、「人権の世紀」と言われています。

これには、二度の世界大戦やその後の各地の局地紛争、地球規模での深刻な環境破壊、環境汚染等により、人類に多くの災いをもたらした、20世紀の経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願望が込められています。

しかしながら、依然として、同和問題を始め、女性・子ども・高齢者・障がい者・外国人等に対するさまざまな人権に関する課題が存在しており、近年の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、新たな人権に関する課題も生じてきています。

このような中、国においては、2002（平成14）年3月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権尊重社会の実現に向けた人権教育・啓発についての方向性が示されました。

本市においては、これまで、基本的人権を尊重する社会の確立を進めるため、人権問題を市民共通の課題と認識し、「人権尊重都市宣言」、「男女共同参画都市宣言」を行うとともに、「高松市人権擁護に関する条例」を制定するなど、人権尊重の都市づくりを進め、2004（平成16）年4月には人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「高松市人権教育・啓発に関する基本指針」を策定し、市民の人権意識の高揚と人権擁護に関する各種施策に取り組んできたところです。

現在の基本指針の策定から10年以上が経過し、個人的人権課題に関する諸計画や本市の新しいまちづくり及び市政運営の基本方針として、2016（平成28）年度が始期となる「第6次高松市総合計画」との整合性を図るとともに、人権を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、この度、基本指針の見直しを行うことといたしました。

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現は、すべての市民の願いです。しかし、これは行政の努力だけで実現できるものではなく、市民自らが人権課題の解決の主体であることを認識し、行政と地域・家庭・企業・市民活動団体などが協働して取り組んでいくことが必要です。

今後は、この基本指針をもとに人権尊重を基本としたまちづくりを進め、「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」の実現に向けて各種の施策を推進してまいりますので、市民の皆様の積極的な参画と御協力をお願いします。

2016（平成28）年3月

高松市長 大西 秀人

目 次

1	策定の趣旨	1
2	基本的理念	1
3	人権をめぐる動き	2
	(1) 国際社会における取組	2
	(2) 国及び県における取組	2
	(3) 本市における取組	3
4	人権を取り巻く現状と課題への対応	5
	(1) 女性	5
	(2) 子ども	6
	(3) 高齢者	7
	(4) 障がい者	8
	(5) 同和問題	9
	(6) 外国人	10
	(7) ハンセン病回復者	10
	(8) HIV感染者等	11
	(9) インターネットによる人権侵害	11
	(10) 労働者	11
	(11) さまざまな人権問題	12
	ア アイヌの人々	12
	イ 犯罪被害者等	12
	ウ 刑を終えて出所した人	12
	エ 北朝鮮当局による拉致問題等	12
	オ ホームレス	13
	カ 同性愛者、性同一性障がい者等	13
	キ 人身取引	13
	ク 東日本大震災に起因する人権問題	13
5	人権教育・啓発の推進について	14
	(1) あらゆる場における人権教育・啓発	14
	ア 学校(園・所)での取組	14
	イ 地域社会での取組	15
	ウ 家庭での取組	15
	エ 職場での取組	15
	(2) 効果的な推進のために	16
	ア 地域コミュニティ協議会や市民活動団体との協働	16
	イ 国・県等との連携・協力	16
	ウ 庁内の推進体制	16
	エ 基本指針の見直し	16
	用語の解説	18

1 策定の趣旨

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されています。

近年、社会経済情勢の急激な変化や国際化、個人の権利意識の高揚、価値観の多様化などにより、これまでの市民生活では、見られなかった人権に関する課題が生じています。また、依然として差別的なものの見方・考え方やそれを支える社会制度・慣習が存在するなど、人権を巡る状況は、ますます複雑・多様化し、人権問題に対する社会的関心も高まっています。

こうした中、本市においては、さまざまな場において人権教育・啓発を推進するなど、人権問題に対しての取組を進めていますが、より一層効果的な取組が今後求められています。

そこで、本市では、人権教育・啓発の分野について、今後取り組むべき方向性を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を明らかにするため、本指針を策定するものです。

また、本指針は、中長期的な展望に立ち、「本市総合計画」の人権に関する施策を、人権教育・啓発の分野で具体化するための基本方針として定めるものであり、国・県の人権教育・啓発に関する基本計画及び本市のさまざまな施策に関する諸計画との整合性を図ったものです。

2 基本的理念

すべての人が人権を尊重し、また尊重される明るい社会を築くためには、市民一人ひとりが人権尊重の理念、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあうこと」すなわち、人権共存の考え方について正しく理解することが必要です。

本指針は、市民一人ひとりが、学校や職場はもとより家庭や地域のあらゆる場において実施される人権教育・啓発を通じて、人権問題が自分と無関係ではなく、自分自身にかかわる問題であることに気づき、自らの課題として行動に移すことにより、人権が尊重される社会を構築し、すべての個人が自律した存在として、それぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現をめざすことを基本的理念とします。

3 人権をめぐる動き

(1) 国際社会における取組

20世紀において、人類に大きな惨禍をもたらした二度にわたる世界大戦の反省から、世界平和を希求して1945(昭和20)年10月に創設された国際連合は、1948(昭和23)年12月に人権の国際的基準として「世界人権宣言」を採択しました。

そして、その理念を実効性のあるものとするため「国際人権規約」をはじめ多くの人権に関する条約や宣言を採択してきました。

こうした中、1993(平成5)年、世界人権宣言45周年を契機にこれまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題や今後進むべき方向を協議することを目的として、ウィーン(オーストリア)で開催された「世界人権会議」では、すべての人権が普遍的であり、人権尊重が国際的関心事であるとして、人権教育の重要性が確認されました。

これを受けて、1994(平成6)年、第49回国連総会では、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、各国において人権教育を積極的に推進するよう行動計画が示されました。

また、2004(平成16)年12月には国連総会において、全世界的規模で人権教育を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を2005年に開始する宣言を採択しました。第1フェーズ2005～2009(平成17～21)年は初等中等教育に焦点を当て、第2フェーズ2010～2014(平成22～26)年は高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍関係者への人権研修に焦点を当て、世界各国が計画の実施に取り組んでいます。

(2) 国及び県における取組

わが国では、日本国憲法において基本的人権を尊重するとともに、国際連合が採択した国際人権諸条約に加入し、国際社会の一員として、人権尊重社会の形成に努めてきました。

「人権教育のための国連10年」に関しては、1995(平成7)年12月、「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997(平成9)年7月に国内行動計画が取りまとめられました。

また、2000(平成12)年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明記されるとともに、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国に義務づけられました。そして、2002(平成14)年3月、同法に基づく国の基本計画が策定され、この基本計画では、人権教育に関する取組の一層の改善・充実が求められており、これを受けて「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～第三次]」

が2004～2008（平成16～20）年に示され、人権教育の推進が図られています。また、2009（平成21）年には、「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」が公表され、この調査結果を参考に、人権教育の取組の一層の充実が求められています。

2011（平成23）年4月には、基本計画の一部を見直し、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されました。

一方、香川県においても、1998（平成10）年3月、「香川県人権教育のための国連10年推進本部」を設置して、1999（平成11）年3月、「人権教育のための国連10年香川県行動計画」を策定しました。

2000（平成12）年6月には、「香川県新世紀基本構想」を策定し、施策体系の一つである「ささえあい、安心して暮らせる社会」の実現のための重要な柱として、「人権が尊重される社会の構築」を位置づけています。

2015（平成27）年12月には、2016（平成28）年度からの新たな香川づくりの指針として「新・せとうち田園都市創造計画」を策定しました。この計画の基本方針のうち「信頼・安心の香川」を構成する施策体系の柱の一つとして、「人権尊重社会の実現」を掲げ、人権啓発の推進に関しては、「あらゆる機会と媒体を活用した啓発の推進」、「企業における啓発活動の支援」、「特定の職業に従事する者に対する研修の充実」及び「えせ同和行為の排除」に、人権・同和教育の推進に関しては、「学校教育における人権・同和教育の推進」及び「社会教育における人権・同和教育の推進」、人権擁護活動の充実に関しては、「人権相談・支援事業の充実」、「隣保館における相談事業の支援」及び「部落差別事象の発生防止に関する条例の周知徹底」に努めることとしています。

また、2003（平成15）年12月に「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、2013（平成25）年12月には、同基本計画の一部改正を行い、学校や職場はもとより家庭や地域のあらゆる場において実施される人権教育・啓発を通じて、人権尊重の理念を正しく理解することにより、人権が尊重される社会を構築し、すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会の実現をめざすことを基本理念として、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進することとしています。

（3）本市における取組

本市においては、1993（平成5）年に「人権尊重都市宣言」を行い、1995（平成7）年には「高松市人権擁護に関する条例」を制定するなど、人権尊重の都市づくりを進めてきました。

また、1999（平成11）年7月に市長を本部長とする「高松市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、2000（平成12）年3月に、本市における人権教

育の基本方針と施策の方向を示す「人権教育のための国連10年高松市行動指針」を策定しました。

さらに、2004（平成16）年4月に、本市における人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「高松市人権教育・啓発に関する基本指針」を策定し、市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現に向けて、各分野において人権意識を尊重した各種施策を積極的に推進しています。

また、本市のまちづくり及び市政運営の基本指針として策定している高松市総合計画では、これまで施策の推進により、基本的人権を尊重する社会の確立に取り組んでまいりました。

2016（平成28）年度を始期とする「第6次高松市総合計画」においても、政策の一つに「基本的人権を尊重する社会の確立」を掲げ、「人権尊重意識の普及・高揚」や「平和意識の普及・高揚」に取り組みます。

今後においては、国や県の人権教育・啓発に関する基本計画の積極的な推進を図るとともに、本市の基本指針に沿い、総合的かつ積極的に対応することとしています。

4 人権を取り巻く現状と課題への対応

わが国においては、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等をめぐる人権問題の解決に向けて取り組むべき多くの課題があります。また、近年の国際化、情報化、高齢化等の進展により新たな人権問題も生じています。

このような人権問題が生じている要因としては、同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識が挙げられますが、その根底には、自分の人権だけでなく他人の人権も相互に尊重しあうこと(人権共存の考え方)について、正しく理解しているとは言えない状況があると思われまます。

人権問題は、社会の中にさまざまな形で存在しており、私たちが持っているさまざまな思い込みや偏見によって、差別等の人権侵害が引き起こされてしまう場合があります。何気なく相手を傷つけてしまう行為も、それ自体が人権侵害とまではいえなくても、それが日常的に繰り返されることによって人権侵害となる場合もあります。

このように、人権問題は固定的なものでなく、社会情勢の変動に伴って、新たな人権問題が発生する可能性があり、さまざまな問題に人権の視点から取り組むことが求められています。

その取組として、1998(平成10)年3月には、「高松市個人情報保護条例を制定し、個人の権利利益の保護を図ることとしています。

また、2013(平成25)年5月には、「認めあい、支えあい、おもてなしの心で暮らすまち高松」を基本理念とした「高松市ユニバーサルデザイン(※1)基本指針」を策定し、誰もが安心して快適に生活することのできるユニバーサルデザイン社会の実現をめざしています。

(1) 女性

本市では、1997(平成9)年に「男女共同参画都市宣言」を行うとともに、2002(平成14)年3月に「たかまつ男女共同参画プラン」を策定し、2007(平成19)年に「たかまつ男女共同参画プラン(改訂版)」の策定を経て、2012(平成24)年2月に「第3次たかまつ男女共同参画プラン」を策定し、市民一人ひとりが人間として尊重され、あらゆる分野で男女が共に参画し、責任を共に担いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を進めています。

しかし、現実には依然として性差別意識が残っており、特に性別による固定的な役割分担意識や男性中心の社会の慣行・慣習が根強く残っています。また、固定的な役割分担意識を背景として、家事・育児や介護は依然として主に女性が担っており、男女が対等なるパートナーとして協力しあうことのできる社会環境づくりが必要です。

職場においては、改正男女雇用機会均等法等の施行により、労働環境についての法律面は整備されてきたものの、女性の登用について、管理職に占める女性の割合が非常に

少ない、また、昇給や昇進などの待遇の違いがあるという現状であります。

さらに、ドメスティック・バイオレンス(※2)や、セクシュアル・ハラスメント(※3)、性犯罪、売買春、ストーカー行為(※4)などさまざまな形態による女性への暴力や高度情報化社会における映像や活字媒体などのメディアにおける性の商品化や過激な性・暴力表現、わいせつ情報の氾濫が社会問題となっているなど依然として多くの課題が残されています。

こうした状況を踏まえ、2016(平成28)年度を始期とする「第4次たかまつ男女共同参画プラン」においても、引き続き人権尊重の意識づくりに取り組むなど、だれもがいきいきと自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現に努めます。

(2) 子ども

本市では、2001(平成13)年6月に、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりをめざした、「新高松市健やか子育て支援計画」を策定し、また、2003(平成15)年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、2005(平成17)年3月には、「新高松市健やか子育て支援計画」を継承しつつ、次代の親づくりの視点や男性を含めた働き方を見直し、子どもの権利の擁護、食育の推進など新たな視点に立った支援施策・事業を盛り込み、市民、行政、関係団体などが一体となって、「次代の高松を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」を基本目標として、本市の行動計画である「高松市子ども未来計画」(前期計画)を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備に努めるなど、総合的・組織的に次世代育成支援の行動計画の推進に取り組んでいます。

また、2010(平成22)年3月には、同計画(後期計画)を策定し、社会経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況・保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行い、市民、行政、企業や関係機関・団体と互いに連携しながら、総合的・組織的に次世代育成対策行動計画の推進に取り組んでいます。

しかしながら、近年、少子化の進行、核家族化や都市化の進展等による家庭の子育て機能の低下、地域における人と人とのつながりの希薄化、児童虐待やいじめ問題の深刻化など子どもを取り巻く環境が一段と厳しさを増しています。さらに、子どもを性的搾取対象とする児童買春・児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も見受けられます。また、学校におけるいじめ・不登校等は教育のみならず社会的にも重要な問題です。

こうした状況の中、家庭や地域社会における教育の在り方を見直していくと同時に、大人たちが、子どもたち一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを認識することが求められています。

このようなことから、本市で育つすべての子どもが幸せに暮らせるまちの実現がより一層求められていることから、次代の高松を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整

備するため、2013（平成25）年3月に「高松市子ども・子育て条例」を制定しました。

また、「高松市こども未来計画」の終了及び法による「子ども・子育て支援計画」の策定の義務付けに伴い、2015（平成27）年3月には、本市で育つすべての子どもが幸せに暮らせる環境づくりを基本目標として「高松市子ども・子育て支援推進計画」を策定しました。

さらに、2015（平成27）年4月には、学校、地域住民、家庭等が連携し、いじめ防止等のための対策を推進するため、「高松市いじめ防止基本方針」を策定しています。

今後は、児童憲章や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえた子どもの人権擁護のための啓発や、学校教育と社会教育を通じた人権尊重意識を高める教育を推進するほか、児童虐待等子どもへの暴力の根絶、いじめ・不登校等の問題の解決、青少年の健全育成の推進、教育相談・家庭相談等の相談機能の充実などに向け、推進体制の整備や関係機関との連携を図ります。

さらに、2014（平成26）年に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、2015（平成27）年8月に策定された「香川県子どもの貧困対策推進計画」の推進のための連携、協力を努めます。

（3）高齢者

本市では、2012（平成24）年3月に、「第5期高松市高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者の健康維持と生活の質の向上を支援し、明るく活力ある高齢社会を築き、能力に応じた自立生活の支援や介護が必要な人の尊厳の保持を図るとともに、高齢者がいつまでも輝きながら人生を送れるよう、地域包括ケアの推進、健康づくり等と社会活動への参加の推進、生活環境の整備推進、サービス基盤の充実等に取り組んできました。

しかし、急速な高齢化の進展により、寝たきりや認知症などの介護を必要とする高齢者が増加するとともに、核家族化が進み、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。このような中、高齢者に対する身体的・精神的虐待や介護放棄、財産上の侵害や消費者被害など高齢者に対する人権侵害が社会問題となっているほか、社会活動への参加の困難性等が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、2015（平成27）年3月には、高齢者が住み慣れた地域で共に支え合い、健康で生きがいを持ち、尊厳を保ちながら、安心して暮らし続けられる社会の実現をめざすことを基本理念とする、「第6期高松市高齢者保健福祉計画」を策定し、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進、健康づくり等と社会活動への参加の推進、生活環境の整備推進などに取り組んでいます。また、高齢者の人権についての正しい理解と認識を高め、高齢者に対する尊敬や感謝の心の醸成に努めるとともに、高齢社会や介護・福祉の問題等への理解を深めるための教育・啓発活動を推進しま

す。また、関係機関との連携の下、高齢者に対する虐待の発生防止、早期発見と適切な対応に努めるほか、高齢者の権利擁護のため、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行う日常生活自立支援事業(※5) や、成年後見制度(※6) の普及啓発を図ります。

(4) 障がい者

本市では、2003(平成15)年12月に、「ノーマライゼーション」(※7) と「リハビリテーション」(※8) を基本理念とした、「新高松市障害者計画」を策定し、障がいのある人個人の尊厳が尊重され、住み慣れた地域で、その人らしい自立した生活が送れるよう、介護保険制度や、福祉・医療・教育等の諸施策と連携しながら、障がいの特性やライフステージに応じたきめ細かな支援を行うとともに、障がいのある人が、自己選択と自己決定のもとで積極的に社会活動に参加できるよう、福祉施策を推進してきました。

また、平成18年度に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、2006(平成18)年12月に「第1期高松市障害福祉計画」、2008(平成20)年12月に「第2期高松市障害福祉計画」を策定し、2012(平成24)年3月には国の「障害者基本計画」や「基本指針」、香川県の「かがわ障害者プラン」の状況等を踏まえ、「たかまつ障がい者プラン(平成24年度版)」を策定し、障がい者の自主性及び自立性を確保するとともに、住みよい社会づくりを推進し、さらには、障がいの特性やライフステージに応じた施策を推進してきました。

しかしながら、なお、障がいのある人々が、障がいを理由に社会活動のさまざまな場面で感じる障壁(バリア)により不利益を被ることや、障がいについての理解や認識不足により、偏見や差別意識が生じ、その自立と社会参加が妨げられることがあります。

こうした状況を踏まえ、2015(平成27)年3月には「障がいがある人もない人も分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、笑顔で暮すことのできる、バリア(障壁)のない地域社会の実現」を基本理念とした「たかまつ障がい者プラン(平成27年度版)」を策定し、基本理念の実現に向けた取組を推進しています。

具体的な施策の基本方針として、障がい者を、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、施策の策定や推進に当たっては、障がい者の自己決定を尊重するとともに、適切な意思決定等を行えるよう、必要な支援をするとともに、障がい者の年齢、性別、障がいの状態、生活の実態など、障がい者の個別性に配慮し、一人ひとりの多様な属性に応じた適切な支援を行います。

また、障がい者の自立と社会参加の支援という観点からは、障がい者のライフステージに応じて、保健、医療、福祉、教育、就労など、さまざまな関係機関が連携し、障がい者の立場に立った切れ目のない支援を行います。

さらに、障がい者の地域生活と社会参加において、その阻害要因となる社会的障

壁の除去を推進し、ソフト・ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者を理由とする差別の解消、合理的配慮の普及に向けた取組を推進し、障がい者の住みよい社会づくりに向けた環境整備を行います。

2013（平成25）年6月には、障がい者を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が公布（平成28年4月1日施行）されました。

この法律により地方公共団体等の不当な差別的取扱いが禁止されるとともに、障がい者に対し、合理的配慮を行わなければならないこととなっており、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関し、必要な施策を策定するとともに、差別の解消の推進に努めます。

（5）同和問題

本市では、2002（平成14）年3月に、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことに伴い、「高松市同和施策の在り方検討委員会」において、今後の同和施策の在り方について検討され、2005（平成17）年11月に報告されました。

その結果、2002（平成14）1月の「高松市同和施策の今後の在り方について（意見具申）」を継承しつつ、同和地区住民の生活の安定と自立の助長を図るため、一般対策を有効かつ適切に活用することを基本として、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めながら、市民の同和問題に対する正しい理解と認識を図るための取組を進めています。

しかしながら、2007（平成19）年度及び2012（平成24）年度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」の結果、結婚や就職の際の身元調査、差別事象や差別を助長、拡散するおそれのある落書きの発生などから、依然として、教育や就労の生活実態面、結婚や交際などの心理的差別の面について、課題が残されている状況にあり、いまだ差別の解消には至っていないのが現状です。また、「えせ同和行為」（※9）の横行は、市民の同和問題に対する理解を妨げ、誤った意識を植え付ける大きな原因となっています。

こうした状況を踏まえ、今後も同和問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられた成果を踏まえ、すべての市民がお互いの人権を尊重する社会づくりのための教育・啓発活動をあらゆる場において進めるとともに、文化センター、児童館を拠点に、周辺地域との交流を促進する中で、日常生活に根ざした教育・啓発活動の充実を図ります。また、関係機関との連携のもと、公正な採用選考に関する啓発を推進するなど、雇用の面での差別意識の解消に努めます。さらに、戸籍謄本等の不正取得を防止するため、2012（平成24）年7月に導入した「登録型本人通知制度」（※10）への加入促進を図るほか、「えせ同和行為」については、企業

等をはじめ広く市民に対し周知を図るなどの適切な対応に努めます。

(6) 外国人

近年の国際化の進展による長期滞在型の外国籍住民の増加に伴い、本市の住民基本台帳に登録している外国人は、2015(平成27)年4月末で3,525人となっており、本市では、外国人と日本人の相互理解を深め、外国人が安心して暮らせるまちづくりのための施策を推進しています。

しかし、現実には、言語、宗教、文化、習慣等への理解不足からくる偏見や差別意識の存在から、雇用や日常生活における摩擦が時として生じています。また、近年、一部の国、民族を排除する趣旨の言動が公然と行われているヘイトスピーチや、差別を助長・拡散するおそれのある落書き等外国人に対する人権問題が発生しています。

こうした状況を踏まえ、今後は、小・中学校での国際理解教育の推進を図るとともに、市民や民間団体による多様な交流活動を促進することにより、市民と在住外国人の相互理解を深めて、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、異なる文化・習慣を持つ人々と共に生きていく社会への意識づくりを推進します。また、生活情報や市政情報の多言語による情報提供や道路・公共施設の案内板の外国語併記を推進するほか、高松市国際交流協会などの関係機関との連携のもと、在住外国人への支援に努めます。

(7) ハンセン病回復者

ハンセン病(※11)は、「らい予防法」の廃止まで続いた隔離政策によって回復者の人権を侵害し偏見や差別を生み、回復者やその家族に大きな苦しみを与えてきました。1996(平成8)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、強制的な隔離政策は終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離や入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このようなハンセン病回復者などに対する差別や偏見を解消するため、2009(平成21)年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行されました。

しかしながら、ハンセン病に対する正しい認識と理解は、未だ十分とはいえない状況にあり、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、ハンセン病回復者が、地域、職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害を受ける人権問題が起きています。

こうした状況を踏まえ、ハンセン病回復者に対する偏見や差別意識の解消に向けて、学校教育等との連携のもと、ハンセン病についての正しい知識の普及を図ることにより、ハンセン病及びその回復者への理解を深めるための啓発活動を推進します。

また、2014(平成26)年11月には、「大島振興方策」を策定するとともに、2015(平成27)年7月には、大島の離島振興対策実施地域としての指定を受け、

今後、大島の振興に向けた具体的施策や取組を進めます。

(8) HIV感染者等

本市では、香川県等と連携を図りながら、HIV等(※12)についての正しい知識の普及啓発に努めています。しかし、病気に関しての正しい理解が不足していることにより、偏見や差別意識が生まれ、人権問題が生じています。

しかし、HIV感染症は、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。今後においては、HIV感染者等に対する偏見や差別意識を解消し、人間としての尊厳と自由を認めあう共生の社会の実現をめざして、学校教育、保健機関等との連携のもと、病気に対する正しい知識の普及啓発活動を推進します。

(9) インターネットによる人権侵害

情報化が進む中で、本人の知らないうちに個人情報収集・利用されたり、誤った情報が流されたりといったプライバシー侵害の危険性や、インターネットの匿名性を悪用し、インターネット上の電子掲示板やホームページに人権を侵害する情報の書き込みが大きな問題になっています。特に、最近では、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、その利用が進む一方で、その利用に際して、他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。

国では、インターネットでの情報の流通によって人権侵害が発生した場合のプロバイダ(※13)等の責任範囲や発信者情報の開示を請求する権利を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」が制定され、2002(平成14)年に施行されました。

本市では、他人の人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、香川県等と連携し、表現の自由に配慮しつつ、プロバイダ等に対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、個別的な対応を図っています。

しかし、発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載等が跡を絶ちません。

こうした状況を踏まえ、個人のプライバシーや名誉についての正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。

(10) 労働者

すべての労働者は、一人ひとりの人権が尊重され、募集・採用から退職に至るまでの雇用のあらゆる段階において、性別・年齢・国籍などによって差別されてはなりません。

また、企業は、多様な人材を受け入れ、それぞれの視点や能力を活かすことで競争力

を向上させることができます。

しかしながら、今日の厳しい社会経済状況の中で、不当な解雇や不法な長時間労働のほか、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント（※14）などの各種ハラスメントが労働者の人権を脅かす問題として発生しており、適切な対応が求められています。

本市では、こうした状況を踏まえ、企業等を対象に、人権に配慮した取組を推進するための研修を実施しています。

今後とも、労働者の基本的人権が尊重され、多様な人材が活躍できる労働環境が確保できるための啓発活動に取り組んでまいります。

(11) さまざまな人権問題

これらの他にも、私たちの社会にはさまざまな人権問題が存在しており、また今後、社会情勢の変化に伴う新たな人権課題にも適切に対応する必要があることから、このような各種の人権問題についての正しい理解と認識を深めるよう、それぞれの状況に応じた教育・啓発に努めます。

ア アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事等の、独自の豊かな生活・文化様式を持っているが、近世以降の政府による、いわゆる同化政策等により、これらが大きく損なわれ、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

また、アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

イ 犯罪被害者等

近年、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せています。犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって、精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、近隣の無責任なうわさや中傷等により、名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなど、被害後、新たに生じるさまざまな問題が指摘されています。

ウ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰をめざす人々たちにとって、現実には厳しい状況にあります。

エ 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、生命と安全に関わる重大な

問題です。

オ ホームレス

自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が存在し、嫌がらせや暴行を受けるなどの人権問題が発生しています。

カ 同性愛者、性同一性障がい者等

人の恋愛・性愛が同性に向かう同性愛者や男女両方に向かう両性愛者、また、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致せず、社会生活に支障がある性同一性障がい者などの性的少数者に対しては、未だ偏見や差別が起きているのが現状です。

キ 人身取引

売春させて搾取するなどの性的搾取、強制労働や臓器の摘出等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、我が国においても刑法の人身売買罪などに当たる重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する問題です。

ク 東日本大震災に起因する人権問題

東日本大震災における原子力発電所事故による放射性物質の外部放出に伴い、避難者がホテルで宿泊を拒否されたり、子どもが避難先でいじめられたりするなど、放射線被ばくについての風評等に基づく差別的扱いを受けるなどの人権問題が発生しています。

5 人権教育・啓発の推進について

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)」を意味します。

人権教育・啓発にあたっては、日常生活における人権への配慮が、その態度や行動に現れるような人権感覚が、十分に身につくようにしていくことが重要であり、市民一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努める必要があります。

このため、市民の主体的な参加を促進するとともに、学校や職場はもとより家庭や地域のあらゆる場を通じて、対象者の発達段階に応じながら、人権教育・啓発を実施することが重要と考え、市民が参加しやすい講演会や研修会、イベントを実施するなど多様な生涯学習の学習機会を提供する必要があります。

また、普遍的な人権尊重の理念を訴えかけるほかに、具体的な人権課題に即し、地域の実情等を踏まえた、親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなどの創意工夫を行うほか、職場、学校、地域での自主的な学習を支援するため、講師派遣や資料提供を行います。

なお、人権教育・啓発は、一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、押しつけにならないように十分留意する必要があります。

さらに、講座やイベントの参加者からの意見・感想の集約等を通じて、実践に対する評価を行い、今後の取組に反映させます。

(1) あらゆる場における人権教育・啓発

ア 学校(園・所)での取組

学校(園・所)においては、平成28年度が始期となる市の教育に関する「大綱」として位置付けられた「高松市教育振興基本計画」(策定中)のもと、一人ひとりを大切にしたい教育を推進する観点から、幼児児童生徒の発達段階に即し、教育活動全体の中に人権尊重の視点を取り入れた教育内容を創造するなど、人権尊重の精神を高める教育を推進します。

人権尊重意識を高め、日常生活の中の不合理を敏感に感じ取る感性や、人権課題に対する偏見や差別を解消していく意欲と実践力をもった子どもを育成するため、参加体験型の学習を取り入れるなど、多様な教育実践の推進に努めます。

人権尊重の視点に立った教育指導や学校運営の充実に努め、教育活動に携わるすべての人が自らの生き方にかかわる課題として、豊かな人権感覚を身につけられるよう、教職員研修を充実します。

イ 地域社会での取組

差別のない社会の実現のためには、地域社会の中で、市民一人ひとりが人権の大切さを認識し、知識や理解のみにとどまらず人権尊重の精神を日常生活の習慣として身につけて行動することが求められます。

中核的施設である男女共同参画センター、生涯学習センターや地域コミュニティセンター、文化センター、児童館など地域に密着した施設を活用し、身近な課題や地域の実情に合わせたテーマを設定したり、人権に関する行事等の企画運営に携わる参加型の学習を取り入れたりするなど内容の創意工夫を行いつつ、さまざまな市民が参加できる学習機会の提供に努めます。また、身近な地域社会の中で、人権に関し指導・助言できる人材の養成を図り、日常的にきめ細かな活動が行えるよう支援を行います。

さらに、自治会を始め地域のさまざまな分野で活動している個人や団体が連携して活動する地域コミュニティ協議会を中心に、学校、家庭、地域社会が一体となって、人権教育・啓発の推進を図ります。

ウ 家庭での取組

家庭は、幼児期における自尊感情の育成や、子どもの成長過程における人権意識の形成のための重要な場であるが、家庭での日常生活においては、時として誤った認識が家族全員に浸透したり、親の差別意識が子どもに影響を与えたりする場合もあることから、人権教育・啓発の重要な場と考えられます。

そのため、保護者に対する学習機会の充実や、家族みんなで参加できるイベント、各種メディアを通じての広報など家庭に対する支援の充実に努めます。また、家庭において問題となっている児童虐待やドメスティック・バイオレンス、高齢者・障がい者の介護問題など人権教育と関わりの深い問題に対する相談機能の充実と、保護者等に対する子育ての不安や悩みについての相談体制の充実等を図ります。

エ 職場での取組

人権が尊重された明るい職場づくりのために、セクシュアル・ハラスメント等の人権侵害を許さない環境づくり、えせ同和行為の排除などを進める必要があることから、事業所等は、個々の実情や方針等に応じて、自主的、計画的、継続的に人権啓発活動を展開することが必要です。また、事業所の規模等に応じて人権啓発のための運営体制を構築することも重要です。

このため、事業所等に対しては、人権に関する研修の講師を派遣するとともに、職場研修の指導者育成のための研修講座を開講するほか、啓発資料の作成や提供を通じ、人権啓発活動が充実するよう支援に努めます。

(2) 効果的な推進のために

ア 地域コミュニティ協議会や市民活動団体との協働

人権教育・啓発は、本来社会を構成する人々の相互の間で自発的に取り組まれるべきものであり、行政のみの事業展開には限界があります。

また、自治基本条例に掲げられた「市民主体のまちづくり」の実現に向け、協働の在り方や、地域コミュニティ協議会や市民活動団体のめざすべき方向性を示す「高松市自治と協働の基本指針」を2011(平成23)年3月に策定しました。

人権教育・啓発の推進においても、地域コミュニティ協議会や市民活動団体がその担い手として重要な役割を果たしていくことが期待されることから、それぞれの役割や立場を尊重しつつ、協働の推進に努めます。

イ 国・県等との連携・協力

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のため、国や香川県、民間団体や企業等との連携・協力を図り、特に県や市町等で構成する、「香川県人権啓発推進会議」や、高松法務局等で構成する「高松地域人権啓発活動ネットワーク協議会」等との連携を強化します。

また、マスメディアについては、市民の意識形成に大きな影響を及ぼすことから、テレビなど各種媒体を通じての情報提供に努めるなど、積極的に連携し活用していきます。

さらに、保健・医療関係者、福祉関係者、マスメディア関係者など人権に関わりの深い特定の職業に従事する者についても、それぞれの関係団体等における人権教育・啓発の取組の充実が図られるよう、情報の提供等の協力を努めます。

ウ 庁内の推進体制

人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、副市長を本部長とし、各局の局長等で構成される「高松市人権教育・啓発推進本部」を中心に、全庁体制による取組を進めます。

また、職員が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、常に人権尊重の精神に立って職務を遂行できるよう研修の充実を図ります。

エ 基本指針の見直し

本市の人権をめぐる諸状況、人権教育・啓発の現状等について把握するよう努めるとともに、国・県の動向、社会経済情勢の変化等を踏まえ、見直しが必要な場合、それを行っていきます。

◎用語の解説

◎ 日本国憲法（抄）

◎ 人権教育及び啓発の推進に関する法律

◎ 高松市人権尊重都市宣言

◎ 高松市人権擁護に関する条例

用語の解説

※1 ユニバーサルデザイン

Universal（普遍的な、すべての）と design（企画・設計）という2つの英単語を合わせたもので、一般に、年齢、性別、障がいの有無、国籍等、個人の特性や置かれた状況にかかわらず、最初から、できるだけ多くの人が利用できるよう、製品や環境をデザインすること。

※2 ドメスティック・バイオレンス

夫や恋人など親しい人間関係にあるパートナーからの暴力のことをいい、DVと略される。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力などいろいろな形で身近に存在する。こうした暴力は個人的な問題として扱われていたが、人権侵害として社会問題と認識されるようになり、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、都道府県が「配偶者暴力相談支援センター」を設置することや、裁判所が接近禁止命令や退去命令を発することができることなどが規定された。

※3 セクシュアル・ハラスメント

性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な性質の言動を指す。特に職場においては、仕事を遂行するうえで、一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させるという女性の働く権利を侵害する行為である。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、さまざまな様態のものが含まれる。

※4 ストーカー

一方的に相手に恋愛感情や関心を抱き、執拗に相手をつけ回し、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為をする人のこと。2000（平成12）年に施行された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」では、ストーカー行為を処罰するなど必要な規制を行うこと、被害者に対する援助などを定めている。

※5 日常生活自立支援事業

知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者などが地域で安心した生活を送れるよう、社会福祉協議会において福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理を行う事業。

※6 成年後見制度

精神上的の障がいによって判断能力が十分でない人（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するため、家庭裁判所における手続きを経て、本人の判断能力に応じて、成年後見人や保佐人等を選任し、本人のための財産管理等を行う制度。

※7 ノーマライゼーション

障がいの有無にかかわらず誰もが普通に暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。

※8 リハビリテーション

障がい者の力を最大限にひきだし、身体的・心理的・社会的、職業的な自立能力の向上などを促すための専門的かつ総合的な援助技術のことで「障がいのある人の全人的復権」を理念としている。

※9 えせ同和行為

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識を悪用して、図書等の購入を強要するなど何らかの権利を得るため、同和問題を口実として事業所等に不当な要求、不法な行為をすることで、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっている。

※10 登録型本人通知制度

戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害の防止を図るために、事前に登録した方に対して、その方の戸籍謄本・抄本や住民票の写しなどの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、証明書を交付したという事実を通知する制度。

※11 ハンセン病

らい菌によって起こる感染症。感染力は極めて弱い。今日では治療法が確立されている。

※12 HIV

ヒト免疫不全ウイルス。エイズ（後天性免疫不全症候群）は、HIVに感染し、発症しておこる病気である。HIVに感染してもすぐにエイズを発症するわけではなく、感染初期、無症候期、エイズ発症期の経過をたどる。無症候期は数年～10年以上続く人もいるが、感染後、短期間のうちにエイズ発症をする人もいる。

※13 プロバイダ

インターネットへの接続サービスを提供する事業者。

※14 パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

〔基本的人権〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔基本的人権の由来特質〕

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守〕

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

公布 平成12年12月6日(法律第147号)

施行 平成12年12月6日

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権尊重都市宣言

すべての差別をなくし、人権を確立することが、真に豊かで平和な社会を実現する道であります。

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等であります。

私たち高松市民は、誓って次のことに努め、基本的人権が確かに保障されることを願って、ここに本市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

- 1 人権に対する認識を深めて、みずからの人権感覚を磨きます。
- 1 市民一人一人がお互いを認め合い、理解を深め、尊重し合います。
- 1 現存する、さまざまな差別を支える社会的慣習・偏見などをなくします。

平成5年3月24日

高 松 市

高松市人権擁護に関する条例

施行 平成7年9月28日

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権を尊重し、法の下での平等を定める日本国憲法及び自由・平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別、障害者差別、女性差別等をなくし、人権を擁護するための市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって真に豊かで平和な人権尊重都市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自ら人権意識の高揚に努めるものとする。

(市の施策)

第4条 市は、差別をなくし、人権を擁護するために必要な人権意識の普及・高揚、教育の充実、社会福祉の充実等に関する施策の推進に努めるものとする。

(調査等)

第5条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ調査等を行うものとする。

(推進体制の整備)

第6条 市は、第4条に規定する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係機関との連携を図り、推進体制の整備に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。